

SNSを活用した伊豆の情報発信強化業務仕様書

1 業務名称

SNSを活用した伊豆の情報発信強化業務

2 期間

契約締結の日から令和7年2月28日(金)

3 目的

伊豆半島地域への来遊客は、およそ55%が50代以上であり、2回目以上のリピート率はおよそ70%と高い水準を誇っている。将来的に見ると現在の主要顧客であるシニア層の老齢化による外出機会の減少に伴い、伊豆地域への来遊客が減少し主幹産業である観光業の衰退が見込まれることから、次代のリピーターの獲得が必須となる。ついては、次代のリピーターとなり得る国内の若年層のうち、情報を収集・拡散する能力に優れたF1層を主なターゲットと定め、伊豆地域の魅力を、SNS (Instagram、X 等)を活用して発信することで、認知度向上及び誘客促進を図ることを目的とする。また、SNSのデータ解析を行い、解析結果や課題に基づき、記事内容や配信方法について改善し、リーチ数(閲覧者数)やフォロワーの増加を目指すことも目的とする。

4 内容

SNS (Instagram)を活用した情報発信及びプロモーション

(1) 投稿の作成

縦型動画を主とし、Instagram (@beautiful_izu_japan) で活用できる、伊豆地域が持つ観光コンテンツ(夜・食・絶景等)をターゲットに向けた内容で制作すること。また、縦型動画作成時に画像撮影も実施し、X や HP 等でも活用できるものとする。

撮影する内容については、事前に委託者と協議するとともに、委託者、受託者双方で情報や必要な画像等を収集する。

(2) 広告の掲出又はキャンペーンの実施

効率的かつ効果的な施策で伊豆観光公式サイト「美伊豆 B-IZU」(<https://b-izu.com/>) への誘導、SNS のフォロワー数の獲得及びエンゲージメント率向上を図ること。

(3) 効果の検証

(ア) 委託者が行った投稿も含め、アカウント及び投稿記事の拡散状況等、ターゲット層へのアプローチについて、取り組みの効果を検証し、その結果報告及び課題の可視化を行い、発展性を持った効果向上提案等を実施すること。

(イ) 検証結果は定期的に報告を行うこと。また、それ以外でも随時メール、電話等で委託者とやりとりを行い、対応すること。

(4) 目標

Instagram : フォロワー 15,000人

※その他、指標となる数値(エンゲージメント率など)にも配慮すること。

(5) SNS 運用セミナーの開催

(一社)美しい伊豆創造センターの会員等を対象とした SNS の効果的な運用方法に関するセミナーを1回以上開催すること。

(6) その他

- ① 業務開始時には目標KPIを示すとともに、実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- ② 業務の実施に当たっては、伊豆半島の観光産業振興全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- ③ 各業務にかかる撮影、編集、運用、調査、報告等の一切の経費(交通費、宿泊、各種データ費等)は、全て事業費に含むこと。
- ④ (4)の目標を達成するために、アカウントの認知度向上に効果的と考えられる取り組みを提案し、委託者と協議の上実施すること。また、Instagram、X の他に本事業の目的を達成するために効果的な SNS 媒体の運用についても提案があれば受け付ける。

5 完了報告

(1) 実績報告書

- ① 業務に伴う制作物及び記事投稿に当たって活用した画像データ全般など、業務実施内容及び成果をまとめた実績報告書を提出すること。(2部)
- ② 上記の電子データ

(2) 納入期限 : 令和7年2月28日(金)

(3) 納入場所 : (一社)美しい伊豆創造センター (静岡県伊豆市修善寺838-1)

6 著作権及び秘密保持

- (1) 写真や動画等、本業務により得られた成果は、原則として委託者に帰属することとし、委託者が指定する第三者に対し著作権人格権を行使しないこととする。
- (2) UGC の利用は原則認めない。UGC を利用する場合は、利用許諾の取得について、手法等を明確にし、適切に管理すること。
- (3) 本業務の締結及び履行に関して知り得た他の当事者の秘密情報を本業務履行以外の目的で使用、第三者に漏洩、開示あるいは公表してはならない。

7 その他

- (1) 効果的な情報拡散が見込まれる場合は、SNS の他、企画提案者の負担においてウェブなどのインターネットメディアやその他メディアの併用も可とする。

- (2) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書記載の業務委託の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (4) この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、双方協議の上、進めるものとする。
- (5) (4)に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。